

ブドウ、林木、果樹及び観賞植物の出願品種の繁殖材料の販売は6年間、またその他の植物の出願品種の繁殖材料の販売は4年間を越えていなかったことである。

第15条 品種権が付与される植物新品種は区別性が満たさなければならない。区別性とは、出願品種が出願日以前に既存の植物品種とは明確的に区別できることである。

第16条 品種権が付与される植物新品種は均一性が満たされなければならない。均一性とは、出願品種が、予想しうる変異を除いて、繁殖後にその形質又は特性が均一であることである。

第17条 品種権が付与される植物新品種は安定性が満たさなければならない。安定性とは、出願品種が繰り返し繁殖された後又は特定の繁殖サイクルの終了時に、その形質又は特性が変わらず安定していることである。

第18条 品種権が付与される植物新品種は適切な名称を持たなければならない、その名称が同一もしくは類似の植物の属又は種に属する既存の植物品種の名称と区別できなければならない。保護された品種の名称は当該の植物新品種の固有の名称とされる。

下記は新品種の名称を選ぶ際に避けるものとする。

(一) 数字のみからなるもの。

(二) 社会的モラルに反するもの。

(三) 植物新品種の形質、特性、又は育成者について、誤認を生じさせやすいもの。

第4章 品種権の出願と受理

第19条 中国の団体及び個人が品種権を出願した場合、彼らは出願を審査・承認当局に直接、又は委託した代理人を通して、提出することができる。

②中国の団体及び個人が品種権を出願する植物新品種が国家の安全又は主要な利益に関連しており、秘密に保たれる必要がある場合、それは関連の国家規制に従って取り扱われるものとする。

第20条 外国人、外国の企業又はその他の外国の機関が中国において品種権の出願を行った場合、その出願は本条例の下で、その出願者が属する国と中華人民共和国間で締結されたなんらかの合意又は両国が共に加盟している国際条約に従い、又は相互主義の原則に基づいて取り扱われるものとする。

第21条 品種権を出願する場合、指定された様式に合致する出願書と説明書並びにその品種の写真が審査・承認当局に提出されるものとする。

出願文書は中国語で書かれているものとする。

第22条 審査・承認当局が品種権出願書類を受け取った日付を出願日とする。出願書類が郵送で提出された場合、その消印の日付を出願日とする。

第23条 出願人が最初に外国で品種権出願を提出した日から12ヶ月以内に、同一の植物新品種の品種権を中国で出願する場合は、当該外国と中華人民共和国の間で締結した協定又は共に

加盟している国際条約に従い、或は相互に承認した優先権に関する原則に基づき、優先権を主張することができる。

優先権を主張する出願人は、出願する時に書面による主張を提出し、かつ3ヶ月以内に、最初の受理機関が証明した最初の品種権出願書の写しを提出しなければならない。本条例によって主張文書又は品種権出願書の写しを提出していなければ、その優先権を主張していないものとみなされる。

第24条 品種権出願が本条例の第21条に適合している場合、審査・承認当局はそれを受理し、出願日及び出願番号を割り当て、また出願の受理から1ヶ月以内に出願者に対して出願料を支払うように通知するものとする。

品種権出願が本条例の第21条に適合しない場合、又は修正後もなおかつ適合しない場合、審査・承認当局はそれを受理しないものとし、また出願者に対してその旨の通知するものとする。

第25条 品種権が付与される前に、出願者は自己の品種権出願をいつでも修正し、又は取り下げることができるものとする。

第26条 中国国内で育種された植物新品種に対する品種権について、中国の団体又は個人によって外国に出願される場合は、審査・承認当局に登録されなければならない。